

公立大学法人大阪の重要な財産を定める協議（案）

○ 趣旨

地方独立行政法人法「以下、「法」という。」第6条第4項及び同法第44条第1項に規定する「重要な財産」を定めるもの。

○ 「重要な財産」の範囲

・ 出資財産

認可の申請の日における帳簿価額が 50万円以上のもの。

・ 出資財産以外

予定価格が 7千万円以上の不動産（信託の場合を除き、土地については、その面積が 1件1万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権。

○ 現法人における「重要な財産」の範囲

	公立大学法人大阪府立大学 〔大阪府地方独立行政法人の 重要な財産に関する条例〕	公立大学法人大阪市立大学 〔公立大学法人大阪市立大学の 重要な財産を定める条例〕
出資財産	・ 帳簿価額が 50 万円以上のもの	・ 帳簿価額が 50 万円以上のもの
出資財産 以外	・ 不動産もしくは動産又は不動産の 信託の受益権であって、その予定 価格が <u>1億円以上</u> のもの。 ・ 土地は、面積が <u>1件2万平方メー トル以上</u> のものに限る。	・ 不動産もしくは動産又は不動産の 信託の受益権であって、その予定 価格が <u>7千万円以上</u> のもの。 ・ 土地は、面積が <u>1件1万平方メー トル以上</u> のものに限る。

【 参考：地方独立行政法人法 】

(財産的基礎)

第6条 1 - 3 省 略

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

5 - 6 省 略

(出資等に係る不要財産の納付等)

第42条の2 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 - 6 省 略

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するときは、この限りでない。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。